

第1章 計画に関する基本事項

1. 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」（以下、「困難女性支援法」という。）が成立しました。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）」（以下、「基本方針」という。）が公示されました。

この計画は、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、困難女性支援法第8条第1項に基づき策定する県の基本計画です。

本計画は、「和歌山県長期総合計画」や「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」、「和歌山県男女共同参画基本計画」との整合性を図った計画とします。

(3) 計画の期間・見直し

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、困難女性支援法の改正や基本方針の改定、本県施策の実施状況等を勘案し、必要に応じて見直すものとします。

2. 計画の対象

本計画における「困難な問題を抱える女性」とは、困難女性支援法に定義される、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性をいい、現に問題を抱えている者のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある者を含んでいます。

また、法では、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となります。